大飯原発3,4号機の稼働停止を求める意見書

政府は、関西電力管内で原子力発電所の再稼働がなければ電力不足に陥るとして、計画停電までもちだし大飯原発3,4号機の再稼働を強行した。

ところが関西電力が発表した今夏の電力需要データは、原発の再稼働分がなかった場合でも、ピーク時(8月3日)の供給電力には余力があったことを示している。

また、関西電力が電力融通を受けることができる中・西日本の電力会社全体では、この日、大飯原発再稼働がなかった場合でも754万kwの余力があり、他の電力会社からの融通は十分に可能であった。

関西電力は、大飯原発の再稼働がなかった場合、「非常に厳しい状況」になっており、「大飯発電所3、4号機の再稼働は必要不可欠であった」と説明しているが、関西電力がいう「厳しい状況」とは、予備率が3%以下になることであり、ピーク時における81万kwの余力は、予備率3.02%である。

さらに地域独占を認められた電力会社には、需給調整など可能なあらゆる手段を用いて、電力を供給する責任がある。

関西電力は、地震・津波などの安全対策もあいまいなまま危険な原発を再稼働し、原発なしでの電力供給の努力を追及しなかった。自らのデータから「電力不足論」の成り立たないことが明らかにされても、関西電力は夏の節電期間が終了した9月7日以降も、大飯原子力発電所の運転を継続している。

よって町田市議会は、原発再稼働をしなくとも電力をまかなえることが十分 明らかになったことから、ただちに大飯原発3,4号機の稼働停止を求めるも のである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。